

平成29年第10回 松山市教育委員会定例会

(家串事務局次長)

ご起立願います。

一同礼。

(一同)

よろしく願います。

(家串事務局次長)

ご着席ください。

(教育長)

ただいまから平成29年第10回松山市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

まず、本日の会議録署名人に一色委員を指名いたします。

ここでお知らせをいたします。

本日の教育委員会定例会には、15人の傍聴を許可しておりますので、ご報告をいたします。

あわせて、カメラの撮影等も許可しておりますので、申し上げます。

傍聴人に申し上げます。

教育委員会の傍聴にあたっては、議案・報告等案件に対し、賛成あるいは反対の意見表示をしたり、会議の妨害となる行為をすることは禁じられております。

規則等に基づき非公開の議決があった時は、一時的に退席をしていただきます。

また、規則等に違反する場合は、退席を命ずることがありますので、申し上げます。

それでは、議事に移ります。

日程第1 議案第22号「社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

渡部地域学習振興課長から説明を求めます。

説明に入ります前に、傍聴の方2名おいでますので、入室を許可いたします。

はい、渡部課長。

(渡部課長)

地域学習振興課でございます。

よろしく願います。

議案第22号「社会教育委員の委嘱について」ご

説明させていただきます。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。

社会教育委員は、社会教育法第15条の規定により、本市に社会教育委員を置くことができ、同条第2項の規定により、その委員は教育委員会が委嘱することとなっており、11月14日をもって松山市社会教育委員の任期が満了となったため、その後任者を委嘱するものです。

今回、委嘱を行う委員さんとしては、資料1ページの表の就任者氏名等のおりとなっておりますが、総数18名のうち、留任は12名、新任は6名となっております。

なお、任期は平成29年11月15日から平成31年11月14日までの2年間となっております。

ご審議のほどよろしく願います。

以上で説明を終わります。

(教育長)

はい、以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(牛山委員)

はい。

(教育長)

はい、牛山委員どうぞ。

(牛山委員)

一つ教えていただきたいのですが、この中で松山大学経済学部の学生さんとそれから愛媛大学社会共創学部の学生さんが一人ずつ入っているのですが、これは大学生を社会教育委員の中に取り入れた趣旨を説明していただけたいと思います。

(教育長)

はい、渡部課長。

(渡部課長)

選挙権が18歳以上となるなど、若年層、特に学生の社会参加ということが加速していることを勘案しまして、前回の平成25年の改選時から、社会教育に積極的な活動を行う現役大学生の団体の中

で、代表者を社会教育委員として選出しております。

今回も松山大学のミューズと愛媛大学社会共創学部の方に依頼して選出していただいたという経緯がございます。

以上でございます。

(教育長)

はい、牛山委員。

(牛山委員)

はい、すごく私は良いことだと思っております、ただ今日就任者の名簿を見ましたら、錚々たるメンバーであり、ちょっと年齢層も大学生からはかなり離れているので、これはお願いなのですが、それでも大学生にちょっと話しやすい場を提供していただければと思います。

とても私も大学生を入れていただけてとても良い構成だと思いました。

(教育長)

はい、渡部課長。

(渡部課長)

はい、ありがとうございます。

そういったことも配慮しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

(教育長)

他にご意見等ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

では、他に意見もないようですから、採決をいたします。

議案第22号「社会教育委員の委嘱について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第2 報告第18号「松山市奨学生選考委員会委員の任命について」を議題といたします。

大本学校教育課長から説明を願います。

(大本課長)

学校教育課、大本です。

資料4ページをお願いいたします。

日程第2 報告第18号「松山市奨学生選考委員会委員の任命について」ご説明いたします。

本案は、平成29年4月11日第5回定例会で報告していましたが、松山市奨学生選考委員会委員のうち、松山市小中学校PTA連合会の役員改選に伴う退任により変更が生じたもので、別紙のとおり、団体からの推薦をもとに、教育長の専決により松山市奨学生選考委員会委員として任命したものです。

なお、任期については、前任者の残任期間となっております。

説明は以上です。

よろしくをお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等ございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

意見もないようでございます。

それでは、報告第18号「松山市奨学生選考委員会委員の任命について」ご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

次に、日程第3 報告第19号「松山市青少年育

成支援委員の委嘱について」を議題といたします。

沖広教育支援センター事務所長から説明を願います。

(沖広所長)

教育支援センター事務所でございます。

松山市青少年育成支援委員の委嘱についてご説明します。

資料の7ページをお願いいたします。

報告第19号「松山市青少年育成支援委員の委嘱について」ですが、松山市教育支援センター条例第3条第4号及び同施行規則第4条の規定により、次の者を松山市青少年育成支援委員に委嘱しましたので、松山市教育委員会事務委任規則第2条第2項に基づき報告いたします。

今回は、新規に教育支援センター事務所職員として採用しました1名について11月1日付けで委嘱をいたしました。

今回委嘱された方を含む支援委員は、合計476名で、任期は平成31年3月末日までです。

以上です。

よろしく願います。

(教育長)

はい、以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等ございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

よろしいでしょうか。

他に意見もないようでございます。

それでは、報告第19号「松山市青少年育成支援委員の委嘱について」ご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

次に、日程第4 請願第5号「『請願者に対する強制退去』についての釈明を求める請願書」につ

いて審査を行います。

本件についてご意見等はございませんでしょうか。

はい、一色委員。

(一色委員)

この請願第5号につきましては、傍聴を希望される方には、守るべき事項を確認してもらった上で入室を許可しております。

また、会議の冒頭でも教育長からお知らせをしているところであります。

10月の定例会での退去命令は、規則や条例に基づいた手続きであるため、この件について釈明する必要はなく、この請願については不採択とすべきであると考えております。

～発言する者あり～

(教育長)

はい、その他ございませんか。

傍聴人に申し上げます。

冒頭でも申しあげましたように、議案・報告等案件に対し、賛成あるいは反対の意見を意思表示したり、これ以上会議の妨害となる行為をすることは禁じられております。

妨害の行為となることは禁じられておりますので、規則等に違反する場合は、退席を命ずることがありますので気をつけてください。

その他ございませんか。

はい、松本委員。

(松本委員)

定例会は円滑に進めることが大切でありますので、傍聴される方には守るべき事項をしっかりと守っていただきたいと思っております。

規則に基づく教育長からの注意や警告に従っていただくようお願いいたします。

～発言する者あり～

(教育長)

その他ございませんか。

はい、牛山委員。

(牛山委員)

教育委員会の定例会は、松山市の会議規則や傍聴規則などに則って開催しております。

規則には会議の傍聴に必要な事項も規定されておりますし、傍聴の許可と同時に、傍聴人の守るべき事項というのが明確に規定されております。

ですので、傍聴人の方にはしっかりと守っていただきたいと心から願っております。

(教育長)

はい、その他にご意見等ございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、請願第5号「『請願者に対する強制退去』についての釈明を求める請願書」について委員から不採択の意見がありましたが、本件を不採択とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(一同)

全員挙手

(教育長)

全員挙手であります。

従って、本件は不採択と決定をいたしました。

次に、日程第5 請願第6号「教育出版教科書の『間違い記述』への対応を問う請願書」について審査を行います。

本件に対する意見等はございませんか。

(一色委員)

はい。

(教育長)

はい、一色委員。

(一色委員)

この請願第6号は、教育出版教科書の間違い記述への対応を問う請願であります。

この請願の趣旨説明の時間を要請されておりますけれども、すでに提出された請願書を事前に確

認し、趣旨説明は十分その文書から読み取れることから趣旨説明の必要はないと考えております。

(教育長)

その他ございませんか。

はい、豊田委員。

(豊田委員)

松山市は教育出版の教科書を採択しようとしたのですが、平成30年度使用小学校教科書「特別の教科 道徳」では、教育出版の教科書が国の検定に合格していることから、松山市教育委員会として間違いがあったか否かの議論はする必要はないというふうに思います。

以上のことから今回の請願は不採択とするべきだと思います。

～発言する者あり～

(教育長)

はい、ありがとうございます。

傍聴人に申し上げます。

冒頭でも申し上げましたように、これ以上議案・報告案件に対し、意見表示をしたり、会議の妨害となる行為が次にあった場合は退席を命ずることといたします。

～発言する者あり～

(教育長)

傍聴人に申し上げます。

退席を願います。

～発言する者あり～

(教育長)

その他ご意見ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

請願第6号「教育出版教科書の『間違い記述』への対応を問う請願書」について委員から不採択の意見がありましたが、本件を不採択とすること

に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(一同)
全員挙手

(教育長)
挙手全員であります。

従って、本件は不採択と決定をいたしました。
次に、日程第6 請願第7号「教員や保護者等の意見を取り入れない教科書採択を問う請願書」について審査を行います。

本件に対する意見等はございませんでしょうか。

はい、牛山委員。

(牛山委員)

請願第7号につきましては、すでに内容については審議されたものであって、以前不採択だったと認識しております。

教育委員会では懇話会の中で出された意見は、学識経験者や校長および教員や保護者などの様々な立場の委員から出された個人的な意見として受け止めて適正かつ公正な採択を行いました。

ですので、以上のことから今回の請願に対しては不採択にすべきであると考えております。

(教育長)
はい、ありがとうございます。
その他ございませんか。
はい、松本委員。

(松本委員)

教科書採択制度に関する請願であります。請願事項で述べられたことは全くなく、懇話会の中で教員や保護者など様々な立場の委員の皆様の意見を聞きましてそれを参考に適正かつ公正な採択となっておりますので、今回の請願は不採択としたいと思います。

(教育長)
はい、その他意見等ございませんか。

(一同)
なし

(教育長)
よろしいですか。
それでは、他に意見もないようですので、採決をいたします。

請願第7号「教員や保護者等の意見を取り入れない教科書採択を問う請願書」について委員から不採択の意見がありましたが、本件を不採択とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(一同)
全員挙手

(教育長)
挙手全員であります。

従って、本件は不採択と決定をいたしました。
次に、日程第7 請願第8号「教育委員は全ての教科書を理解した上で採択しているのかを問う請願書」について審査を行います。

本件に対するご意見等はございませんか。

はい、一色委員。

(一色委員)

この請願第8号は請願に趣旨説明の時間を要請されておりますけれども、提出された請願書を事前に確認し、趣旨説明は十分その文書から読み取れることから趣旨説明の必要はないというふうに考えております。

(教育長)
はい、その他ございませんか。
はい、牛山委員。

(牛山委員)

この請願第8号に関してですけれども、教育委員に求められている資質というのは、教師と同様の技能や指導力を持っているか、そうではなくて各分野の社会人としての経験の豊富さ、それから見識の高さ、そういったものを松山市の子どもたちにどのような教科書がふさわしいのか、総合的に判断する能力だと私共は認識しております。

ですので、先ほどの委員の意見にもありましたように今回の請願は不採択とすべきだと考えております。

(教育長)

その他ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

他に意見もないようですので、採決をいたします。

請願第8号「教育委員は全ての教科書を理解した上で採択しているのかを問う請願書」について委員から不採択の意見がありましたが、本件を不採択とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(一同)

全員挙手

(教育長)

挙手全員であります。

従って、本件は不採択と決定をいたしました。次に、日程第8 請願第9号「教員や保護者等の意見を取り入れるべく採択委員会を設置することを求める請願書」について審査を行います。

本件に対するご意見等はございませんか。

(一色委員)

はい。

(教育長)

はい、一色委員。

(一色委員)

この請願第9号につきましては、今までの請願の中で既に同内容について審議されたものであり、以前不採択だったと認識しておりますが、以前の規則に戻す考えはなく、あくまで教育委員会に採択権限があり、その権限と責任の中で、今後も適正かつ公正な採択を行っていく考えであります。

以上のようなことから、今回の請願は不採択とすべきだというふうに考えております。

(教育長)

はい。

その他ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

他に意見もないようですので、採決をいたします。

請願第9号「教員や保護者等の意見を取り入れるべく採択委員会を設置することを求める請願書」について委員から不採択の意見がありましたが、本件を不採択とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(一同)

全員挙手

(教育長)

全員挙手であります。

従って、本件は不採択と決定をいたしました。次に、日程第9 請願第10号「採択委員会を懇話会にする過程で、採択委員会に意見を求めたかを問う請願書」について審査を行います。

本件に対する意見等はございませんか。

はい、一色委員。

(一色委員)

請願に趣旨説明の時間を要請されておりますけれども、提出された請願文書を事前に確認し、趣旨説明は十分その文書から読み取れることから、趣旨説明は必要ないというふうに考えております。

(教育長)

その他ございませんか。

はい、豊田委員。

(豊田委員)

すでにこれまでも同じ内容について審議を行って、以前不採択するというふうにしております。

そして本市では、教科書採択について例えば審議会をもっておりませんし、また今後審議会をもつ予定もありません。

採択委員に精神的負担が大きいというのは、採択委員から実際に聞いた声であります。

以上のことから今回の請願は不採択とすべきだ

と考えます。

(教育長)

はい、その他ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

他に意見もないようですので、採決をいたします。

請願第10号「採択委員会を懇話会にする過程で、採択委員会に意見を求めたかを問う請願書」について委員から不採択の意見がありましたが、本件を不採択とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(一同)

全員挙手

(教育長)

挙手全員であります。

従って、本件は不採択と決定をいたしました。次に、日程第10 請願第11号「審議会でも全教科書に対する意見を得られることを確認する請願書」について審査を行います。

本件に対する意見等はございませんか。

(一色委員)

はい。

(教育長)

はい、一色委員。

(一色委員)

既にこの内容については、審議されたものであり、以前不採択だったと認識しておりますが、本市では教科書採択についてこれまで審議会をもっておりません。

また本市としては今後、審議会をもつ予定もございません。

教科書採択に関する懇話会等で全ての教科書に対する意見を聞き、その意見を参考にして、教育委員会定例会において適正かつ公正に採択を行っております。

以上のようなことから、今回の請願は不採択とすべきだと考えております。

(教育長)

はい、その他ご意見等ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

はい、他に意見等もないようですから、採決をいたします。

請願第11号「審議会でも全教科書に対する意見を得られることを確認する請願書」について委員から不採択の意見がありましたが、本件を不採択とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(一同)

全員挙手

(教育長)

挙手全員であります。

従って、本件は不採択と決定をいたしました。

本日予定の日程は以上となりますが、委員の方々から何かご意見等はございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

はい、ご意見もないようでございます。

以上をもちまして、本日予定の日程はすべて終了をいたしました。

これにて、平成29年第10回定例会を閉会いたします。

(家申事務局次長)

ご起立願います。

一同礼。

(一同)

ありがとうございました。